

板橋区経営安定化特別融資運営要綱

令和3年3月12日区長決定
令和3年12月6日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和4年7月1日一部改正
令和4年12月2日一部改正
令和5年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）又は原油価格や物価高騰の影響により事業活動に支障が出ている区内中小企業者等の資金繰り等を支援するに当たり、金利負担の低減及び信用保証料の補助を通じて経営の安定化等を図ることを目的に、「板橋区産業融資制度運営要綱」（平成24年3月31日区長決定。以下「産業融資運営要綱」という。）第5条ただし書の規定に基づき、「経営安定化特別融資」（以下第11条を除き「融資」という。）を実施するため、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(融資のあっせん)

第2条 板橋区（以下「区」という。）は、融資を受けようとする者の申し出に基づき、審査し、適当と認めたものについて、区長が指定する金融機関に対し、融資のあっせんを行う。

2 申請は、1会計年度につき、1企業1回とする。ただし、融資が実行されなかった場合はその限りではない。

(融資の資格)

第3条 融資を受けることができる者は、産業融資運営要綱第7条各号に該当しており、かつ、新型コロナウイルス感染症又は原油価格や物価高騰の影響により、売上減少等の業況悪化をきたしている、又は悪化が見込まれ資金繰りが必要な者とする。

(融資の限度額等)

第4条 融資の名称、資金の使途、限度額及び期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 融資の名称 経営安定化特別融資

(2) 資金の使途 運転資金又は設備資金とし、これらの資金の併用及び既往借入金の借換えの利用も可とする。

(3) 融資の限度額 1,000万円

(4) 融資期間 8年以内（据置2年以内を含む。）

(借換えの条件)

第5条 既往借入金の借換えのために融資を受ける場合において、当該借換換の対象となる既往借入金は、東京信用保証協会の信用保証が付いているものに限るものとする。

ただし、経営安定化特別融資からの借換換は不可とする。

(融資の保証)

第6条 融資を受けようとする者は、東京信用保証協会の保証を付けなければならない。

(融資の利率)

第7条 融資の利率は、貸付時の長期プライムレートに0.2%を加算した利率以内とする。ただし、東京信用保証協会の信用保証が責任共有制度の対象外となったときは、貸付時の長期プライムレート以内とする。

(利子補給)

第8条 区は、借り受ける者の負担を軽減するため、融資利率に1.0を乗じた割合について48か月目まで利子を補給する。ただし、利子補給限度割合は5.0%とする。

(受付期間)

第9条 受付期間は、令和5年4月1日から令和5年12月28日までとする。

(必要書類)

第10条 融資の申込をする者は、板橋区経営安定化特別融資申込書（別記第1号様式）のほか、板橋区産業融資実施要領（平成元年3月31日部長決裁。以下「実施要領」という。）第8条に定める書類（産業融資申込書は除く）を区長に提出しなければならない。

2 第5条に定める既往借入金の借換換のために融資の申込をする者は、前項に定める書類のほか、板橋区経営安定化特別融資借換同意及び誓約書（別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。

3 完済対象融資の管理者（既往借入金を貸し付けた金融機関をいう。以下同じ。）は、融資実行後速やかに板橋区経営安定化特別融資実行に伴う完済報告書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(重複利用)

第11条 産業融資運営要綱第5条に規定する融資を受け、返済が完了していない者

でも重複して借り受けることができる。

(信用保証料の補助)

第12条 区長は、第6条の規定により東京信用保証協会の保証を付して融資を受けた者に対し、その者が負担した信用保証料（以下「保証料」という。）を予算の範囲内において補助するものとする。

(保証料補助金額)

第13条 保証料の補助金額は、実施要領に規定する産業融資結果報告書兼利子補給金請求原票に記載された実行金額を基準として、東京信用保証協会が定めた保証料率及び分割係数により算出した信用保証料額（違約金及び過怠金を除く。）とする。

2 前項に規定する保証料の補助は、融資の実行時に要したものを対象とし、その後の条件変更等の実施により追加で要したものは対象外とする。

(保証料の交付申請等)

第14条 保証料の補助を受けようとする者は、信用保証料補助金交付申請書兼請求書（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第15条 区長は、前条の補助金交付申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容等を審査し、補助金交付の可否の決定及び額の確定を行うものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、信用保証料補助金交付決定通知書（別記第5号様式）を、補助金の交付をしないと決定したときは、信用保証料補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）を申請者に対し交付するものとする。

(返還命令)

第16条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、保証料補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 繰上償還、条件変更等により保証料の返戻を受けたとき。

2 交付決定者は、前項の規定による保証料補助金返還金を区に返還しない場合には、新たに区制度融資のあっせんを受けることができない。

(補足)

第17条 この要綱に定めのない事項については、産業融資運営要綱及び実施要領を準用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年12月6日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は、令和4年度の経営安定化特別融資の申請から適用し、令和3年度の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は、令和4年7月1日以後の経営安定化特別融資にかかる申請から適用し、同日前の経営安定化特別融資にかかる申請については、なお従前の例による。

付 則

この要綱の一部改正は、令和4年12月2日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は、令和5年度の経営安定化特別融資の申請から適用し、令和3年度又は令和4年度の申請については、なお従前の例による。
また、令和4年度の申請に限り、第4号様式については、施行日以降も旧様式での提出を有効とする。